平成２３年（フ）第１５４２０号
東京都世田谷区赤堤３丁目21―14―303
債務者　三神　和代
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５５７７号
東京都大田区西糀谷１丁目26―４―301
債務者　藤原　　恵
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２７８号
東京都東久留米市八幡町２丁目７番31号
債務者　小山　政幸
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４１０号
静岡市清水区平川地６番２号　イーストサイドＢ―303号、旧住所静岡市清水区向田町４番17号
債務者　瀧　眞奈美
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第２０５８６号
東京都葛飾区金町６丁目２番１―806号
ヴィナシス金町タワーレジデンス
破産者　株式会社夢創庫
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２６１号
東京都板橋区前野町３丁目30―４―７
破産者　伊達三十四
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２１４号
東京都調布市西つつじヶ丘１丁目12―31―405
破産者　角田秀一朗
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７７１号
東京都足立区扇３丁目10―３―401、開始決定時の住所東京都足立区扇２丁目24―12―302
破産者　河東　達哉
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４９０号
神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢上町７番８―203号
破産者　株式会社ガルド工芸
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１９７号
埼玉県川口市中青木１丁目９番26号
破産者　株式会社典礼サービス
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２０６号
東京都府中市矢崎町４丁目15―42―301神野勇方、住民票上の住所東京都港区赤坂２丁目16―７―602
破産者　松澤　崇吏
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７００３号
神奈川県横浜市戸塚区柏尾町1352―16　佐藤方
破産者　河西　進一
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０７０号
東京都足立区舎人３丁目６―20―202
破産者　松本　孝博
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１２５号
東京都江東区北砂６丁目８番３号
破産者　有限会社宇野工業
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２４３号
北海道札幌市中央区宮の森２条３丁目２―25―401、開始決定時の住所東京都三鷹市新川６丁目17―23―301
破産者　中野　毅彦
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９０３９号
埼玉県ふじみ野市大井武蔵野1349―11
破産者　高橋　和夫
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９０６９号
東京都渋谷区恵比寿３丁目９―３―201
破産者　五十嵐洋輔
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１０５号
埼玉県さいたま市北区大成町４丁目723―２
破産者　三堂地俊介
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１４８号
東京都港区新橋３丁目５番２号
破産者　株式会社アップグレード
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部